# Ⅳ　全体考察

## 令和７（2025）年度調査結果の考察

東京大学大学院 教育学研究科 教授　勝野 正章

「緊急課題」に関する調査は、今年度で４年目となる。「教員不足」に関する本調査結果は、マスメディアでも取り上げられ、同課題に対する社会的認知の広がりに大きく貢献してきた。この間、文部科学省が都道府県・指定都市教育委員会に対して特別免許状・臨時免許状の活用を促したり、教員の処遇改善を行うなどの政策的対応を実施してきたが、令和６年度も約20％の学校で本来配置されるべき教員の未配置が生じていたことが本調査から明らかになっており、捗々しい事態の改善は見られない。令和７年度当初でも約20％の学校で教員が不足しており、学級担任不在のまま始業式を迎えた学級が全国に497という数字は相変わらず深刻である。本来配置されるべき教員が配置されないという状況は、児童・生徒の教育を受ける権利を損なうものであり、学校運営に多大な支障を生じさせる。そうしたなかで、副校長・教頭は担任や授業を代わりに担当するなど、学校に対する信頼を保持すべく務めているが、それが過大な負荷となっている面は否めない。全体的に副校長・教頭の勤務時間や有給休暇の取得、週休日等の出勤などの状況をみると、近年、やや改善はしているものの、心身ともに健康で働ける労働環境であるとはなお言い難い。

今年度の緊急課題では、「教員不足」対策として進められている「働き方改革」の実効性に関する調査結果も注目に値する。文部科学省が示す「学校・教師が担う業務に係る３分類」のうち、「基本的には学校以外が担うべき業務」とされる登下校対応、放課後見回り・補導対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整について、「ほとんど学校が担っている」と「どちらかというと学校が担っている」の和がそれぞれ78.1％、59.7％、92.9％、88.5％という結果であった。これらの数字を文部科学省の「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査　令和６年度」の該当する問いへの回答結果と比較してみると、放課後見回り・補導対応以外には乖離があり、文部科学省の同調査へ回答した教育委員会と副校長・教頭の認識の間に齟齬が認められる。「働き方改革」の効果を正しく認識し、その実効性を高めていくためには、全公教調査のような学校現場の声を国及び自治体の政策にいっそう反映させていくことが必要である。

「働き方改革」については、2025年10月、OECDが実施しているTALIS（国際教員指導環境調査）2024の結果が公表された。それによれば、前回の2018年調査と比較して、日本の小中学校教員の仕事時間は、課外活動と事務作業の時間が減少し、１週間当たりで約４時間が減少しているものの、それでも前回に引き続き参加国中で最長である。また、「質の高い指導」を行ううえで、教員不足をあげる回答（校長）が小学校で著しく増加している。逆に、ICT等の不足をあげる回答は顕著に減少しており、教育の質を高めていくためには物的条件よりも人的資源（教職員）の拡充こそが重要であることが浮き彫りになった。このことは、全公教の本調査結果とも符合している。

TALIS2024で個人的に気になったのは、教員の相互信頼度が参加国中で最も低下しているという結果である。「教職員が信念を共有」、「お互い助け合う文化」も、数字自体決して低いとは言えないものの、前回調査より低下している。特定の児童・生徒の学習の向上について議論する割合は増加しているものの、授業見学や同僚との教材のやりとりは低下している。日本の学校文化の特徴として、教員が互いに学びあい、助け合う協働性＝同僚性が指摘されており、それを自国の学校でも取り入れ、定着させようと試みる外国も少なくなかった。その同僚性に衰退の兆候が見られるのだとしたら、大きな問題であろう。また、協働的な授業の準備や省察にかける時間が減少しているかもしれない一方で、AIが授業計画の作成

改善に役立つ、教科書教材を児童・生徒の能力に合わせて調整できるといったAIの使用についての肯定的な見方が他の参加国と比べて日本の教師では多いという結果も示された。AIを実際に授業で使用した教員の比率は他の参加国と比べて低いが、指導案や教材の準備でAIを利用している教員は少なくないのではないかという印象がある。教員どうしの教材のやりとりや相互信頼の低下が、AI利用の直接的な帰結であるとするのは短絡的に過ぎるが、可能であれば、それぞれの今後の変化や両者の関係を全公教の調査でもとりあげて欲しい。

「働き方改革」に限らず、本調査の結果は学校と教職員が置かれている状況と直面する課題をリアルに把握するものであるだけでなく、困難な状況のなかでの副校長・教頭、教職員が子どもたちの豊かな学びと成長を保障しようと懸命な努力を続けている事実を物語る貴重なデータである。この全国調査を毎年度実施し、経年データを蓄積している全公教は、副校長・教頭、そして教職員の専門性向上と健康で安心して働くことのできる労働環境の実現に加えて、すべての児童・生徒の教育を受ける権利を保障すべき公教育を推進する重要なアクターとして、国及び地方自治体の政策・施策に積極的に参画することが求められている。